

# 国際法 — 外務省専門職員採用試験 クラス

## 1. 「外務省専門職員採用試験」の国際法

※試験概要は2021年度を参照

- ・ 「国際法」は、第1次試験「専門試験」の必須科目
- ・ 記述式 3問出題、うち2問を選択して解答  
文章で解答を作成(試験時間は2時間)
- ・ 試験の詳細については、外務省ホームページをチェック

## 2. 喜治塾「国際法」講義の概要

### <講義の進め方>

#### ・ 「基礎」

基本的な内容をおさえ、国際法の全体概要をつかむ  
基本書の予習・復習

国際法の「全体像」(基礎)  
をまず把握する



#### ・ 「応用力養成」

国際法の「論点」について検討し、知識を深める  
記述の練習をしながら、解答作成のコツをつかむ

国際法の「詳細」  
(具体的内容)も把握する



#### ・ 「実力完成」

実践問題を解き、解答の完成度を高める  
国際法の「論点」についての的確に解答する力を養う

国際法の「基礎」と「詳細」を  
関連づけて把握する

### <講義外での取り組み>

#### ・ 課題

「解答作成力」を養うための課題を、毎回の講義において用意  
「提出 → 添削・返却」を繰り返すことにより、着実に「解答作成力」を向上させる

#### ・ 時事問題(報道)のチェック

国内外のニュース・出来事について、事実を知る  
ニュース・出来事と国際法の関連を考える

※ 毎年ではないが、比較的最近の出来事を想起させる問題が出される場合もみられる

- ・文章を手で書くことの習慣づけ(ボールペンやペンで文章を書くことに慣れる)

試験本番では「一日中、書きっぱなし」なので、「書く体力」もつけていく

※参考：例年の試験時間（基礎能力試験以外は、すべて記述式）

1日目：国際法 2 時間、憲法又は経済学 2 時間、時事論文 1 時間 30 分

2日目：基礎能力試験(多肢選択式) 2 時間 20 分、外国語 2 時間

- ・概説書を繰り返し読み込む

基本的な内容をしっかり頭に入れていく

講義や課題では知識が断片的になるので、体系的に国際法を理解するように努める

法律科目の「文体」に慣れるようにする

### <資料>

- ・テキスト(講義で用いる概説書;各自でしっかりと読み込んでいく)

岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会、2020 年)

- ・講義ではレジュメを配布

「基礎」の講義：ポイントになることを中心に解説

「応用」「実力」の講義：実践問題、論点とその解説、課題の解説など

- ・その他参考資料(各自で必要に応じて探してみてください;学生は大学図書館を活用するとよい)

テキストは本格的な概説書なので、国際法初心者の方は、入門書から読むのもよい

玉田大ほか『国際法[有斐閣ストゥディア]』(有斐閣、2017 年) ※最も初心者向き

柳原正治『国際法 改訂版』(放送大学、2019 年)

詳細まで学びたい方(テキスト同様の本格的な概説書)

浅田正彦編著『国際法[第 4 版]』(東信堂、2019 年)

柳原正治ほか編『プラクティス国際法講義[第 3 版]』(信山社、2017 年)

判例集、条約集

## 3. 国際法の学習を進めるにあたって

- (1) 国際法の分野ごとの理解を深めながら、分野横断的な理解にも努める

- ・まずは分野ごとに、それぞれの基本的内容をしっかりと把握することに努める

- ・どの分野とどの分野が、どのように関連しているのかを意識しながら、さらに学習する

(2) 「歴史的背景」と「時系列」を常に確認する

- ・「現在の国際法」を理解するには、「過去の国際法」も理解することが重要
  - どのような社会背景(歴史)、どのような変化があつて今に至るのかを常に把握する
- ・国家間の関係を、「地域」「社会的立場」「価値観の違い」についても意識しながら確認する
  - 「欧州と欧州以外」、「先進国と途上国」など、法形成にもかかわるような関係性を把握

(3) 国際法規則の適用状況、遵守のあり方など、国家により違いがあることに留意する

- ・すべての国家が一様に適用を受け、一様に守る(受け入れている)国際法がある
  - 「国家領域は領土・領水・領空から成る」「外交官には特権免除が与えられる」など
- ・その一方で、国際法の規則・制度によっては、国家により適用などに違いがみられる
  - 国際法においては「領海の幅は 12 海里まで」とされるが、国家によっては自国の領海を「3 海里」など 12 海里までの範囲で設定するという、“ばらつき”がある

(4) 国内法との違いを学ぶ

- ・憲法等の国内法とは学習のポイントが異なる
- ・国際社会には立法機関がない(統一的な・中央集権的な統治機構がない)
- ・国際法では、「こうであるとされる」「こうではないかと考えられている」といった、あいまい表現が多い

## □ はじめに

### ◆ 国際法の全体像 — テキスト:岩沢雄司『国際法』目次より

第1部	国際法の構造	
	第1章	国際法の特徴
	第2章	国際法の法源
	第3章	条約法
第2部	国際法の実質	
	第4章	国家
	第5章	管轄権免除
	第6章	領域
	第7章	海洋法
	第8章	国際環境法
	第9章	個人
	第10章	国際人権法
	第11章	国際刑事法
	第12章	国際経済法
第3部	国際法の機能	
	第14章	国際法と国内法の関係
	第15章	国家責任法
	第16章	国際紛争処理
	第17章	武力行使禁止と安全保障
	第18章	武力紛争法と軍縮国際法

⇒ 第1部 : 国際法の基礎的な部分

- ・国際法の歴史、特色
- ・国際法の存在形式
- ・「条約」に関する規則

⇒ 第2部 : 国際法の諸規則

- ・国際法の主体
- ・国家の権利義務
- ・国家の領域
- ・個別具体的な分野  
海洋  
環境  
人権  
犯罪  
経済

⇒ 第3部 :

国際法が実現される過程や手続

- ・国際法の国内的実施
- ・国際義務違反への対応
- ・国際紛争処理の諸制度
- ・武力行使・戦争に関連する規則

### ◆ 「国際法」とは

- ・「国際法」という名称の単一法典は存在しない
- ・「国際法」とは、どのような法か

国家間の関係や国際社会全体を規律する法 … 説明の仕方はさまざま考えられる  
対象は … 地球から宇宙まで／人間が活動することのすべて

⇒ したがって

諸規則の内容のみを知れば足りるのではない

諸規則の背景、歴史、理論、学説、判例などを踏まえ、全体をつかむ必要がある

とても規律対象・範囲が広い  
＝ あらゆるニュースと  
関連している

※ 以下のページから始まるレジュメは、テキストと同じ章立てではありません

テキストの目次を手がかりに、テキストの該当箇所とレジュメを照らし合わせてご確認ください

# □ 1 国際社会と法

## 1 国際法の歴史

- ・法格言 「社会あるところ法あり」

人が寄り集まって共同生活をする社会では、その社会生活を営むうえで  
当然守らなければならないとされる法がある

→ 社会生活の秩序を維持する規範として法が不可欠である

- ・社会生活を営むうえで守らなければならない法 = 社会規範

法規範

道徳、宗教、習慣、習俗など

国際法も法規範のひとつ

- ・国際法の基盤としての国際社会

現在のような国際社会が形として整うのは、18世紀末から19世紀前半にかけてのこと

1648年「ウェストファリア条約」： 平等な主権国家から成る国際社会の画期とされる

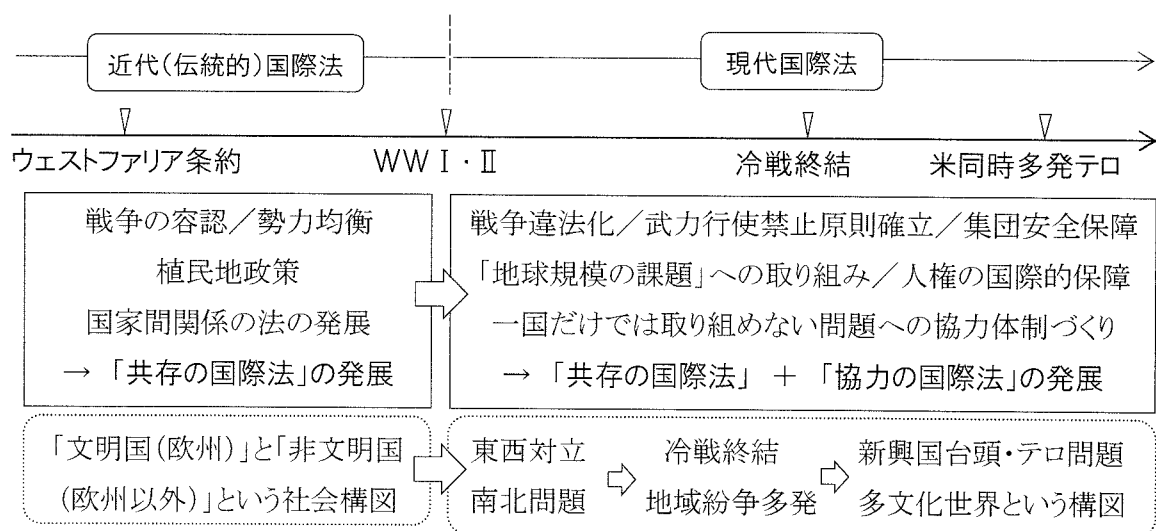
→ ただし、この頃はまだ「主権国家概念」「勢力均衡概念」は確立しきれていない

- ・国際法の形成過程 … 現在に至るまでの「国際社会の変化」と「国際法の変化」

「近代(伝統的)国際法の時代」と「現代国際法の時代」

→ 社会のあり方の違いを確認する、歴史を知る

→ 近代(伝統的)国際法と現代国際法の特徴、違いを確認する



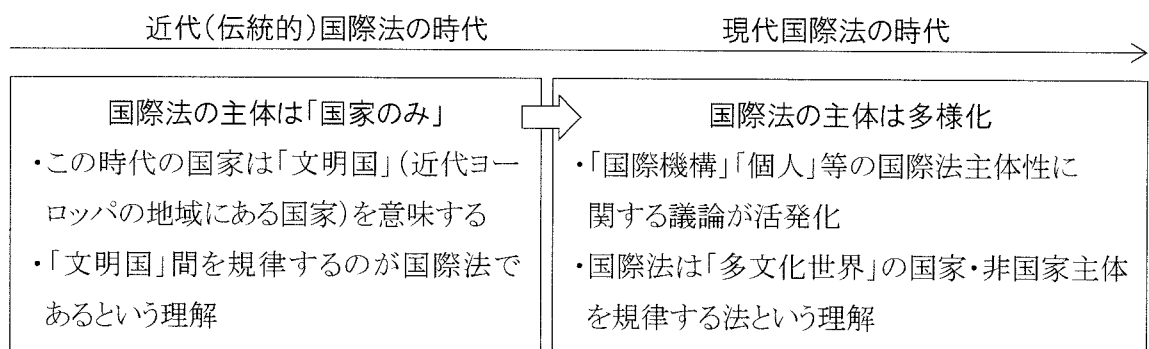
## 2 国際法の法的性質

- ・国際社会は、「政府ある社会＝中央集権的な社会」ではない
  - ＝ 国際社会は「分権的な社会」
    - 統一的・中央集権的な立法・行政・司法機関がない
    - 平等な主権国家が並存している
  - ⇔ 一方、国内社会には「中央集権的な機関」が存在する
    - 立法・行政・司法機関がある → 憲法
- ・国際法は「法なのか」という疑問
  - 法による支配 / 力による支配
  - 強制を欠いている
- ・「合意は守られなければならない」（合意は拘束する）という原則
  - 国際法の拘束力に関する議論
  - 国際法をつくる「統一的な立法機関がない」
- ・国際法は、私人間の関係を規律する私法に類似する構造をもつ
  - 契約、民事責任、民事裁判などの国内私法に類似する面をもつ
- ・「社会」と「法」のあり方は連動している
  - 社会が変われば法も変わる
    - 時系列的に「社会のあり方」と「法のあり方」を把握することが必要
      - ＝ 「国際社会の歴史」と「国際法のあり方」は関連している
    - 社会のあり方に応じた法が作られる
      - 人間の活動の態様を知ることが必要
        - ＝ たとえば、技術の進歩により「できること」が増えたら、社会も法も変化する
        - 例＞宇宙法
      - 社会ごとの法のあり方を知ることが必要
        - ＝ 国内社会には国内法が / 国際社会には国際法がある・妥当する

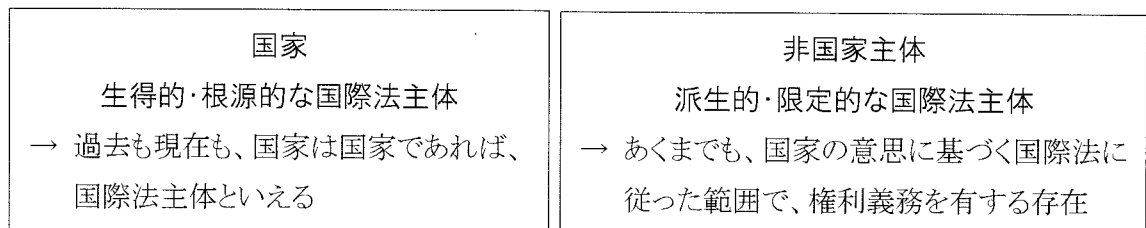
## □ 2 国際法の主体

### 1 国際法の主体とは

- ・国際法の主体 : 国際法が定める権利・義務の直接の帰属者  
国際法の形成・適用・解釈にあたる直接の担い手
- ・「国際法の主体である」ということを、「国際法人格を有する」と表現することもある  
国際法人格を有する = 国際法の主体であり、国際法上の権利義務を持つ能力がある
- ・どのような国際法の主体があるか  
国家 : 国際法は国際社会・国家間を規律する法であり、国際社会を構成するのは国家  
国際機構 : 複数の国家が集まって構成する組織で、さまざまな活動を行っている  
個人・企業・NGO など : 私人も国際法とかかわりをもつ場面が増加している
- ・国際法の主体のあり方 — 歴史・変遷



- ・国際法主体性の違い



- ・国際法主体としての違い

→ 国際法とのかかわり方にも違いがでてくる … 法の形成・適用・解釈など、さまざまな面で

## 2 国家・準国家主体

- ・国家
- ・交戦団体 : 内戦において反乱団体が一定地域を支配するようになったときに、政府や外国がその主体を交戦団体として承認する場合
- ・反乱団体 : 交戦団体として承認されていないが、限定的ながら、非国際武力紛争において国際人道法が適用される
- ・民族解放団体 : 自決権の行使として、植民地支配、人種差別体制に対して抵抗して武力で抵抗している団体

## 3 国際組織(国際機構)

- ・ international organization の訳し方

国際機構
国際組織
国際機関

- ・文章を書く際などには、一貫性のある用い方をすること
- ・条約に日本語の公定訳が用意されている場合は、そこで用いられている訳を用いる(できるかぎり)

- ・外国語名(英語名)においても、単語の使い分け・訳し分けがされていることに留意しておく

→ organization / organ / agency      機構・組織・機関

例 : 「国連憲章」の公定訳      the Organization      この機構

the principal organ      主要機関

例 : the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

国際連合教育科学文化機関

International Atomic Energy Agency      国際原子力機関

- ・国際機構の国際法主体性は「派生的・限定的」… 国家との違い

- ・国際機構の定義 : 決まった定義・統一された定義はない(定義を定めた条約もとくにない)

→ おおよそ次のような特徴をもつものを「国際機構」とよぶ

設立文書(基本文書)における国家の合意を基礎とする

共通目的を達成するための機能的団体である

固有の常設的機関(総会、理事会、事務局など)を有する

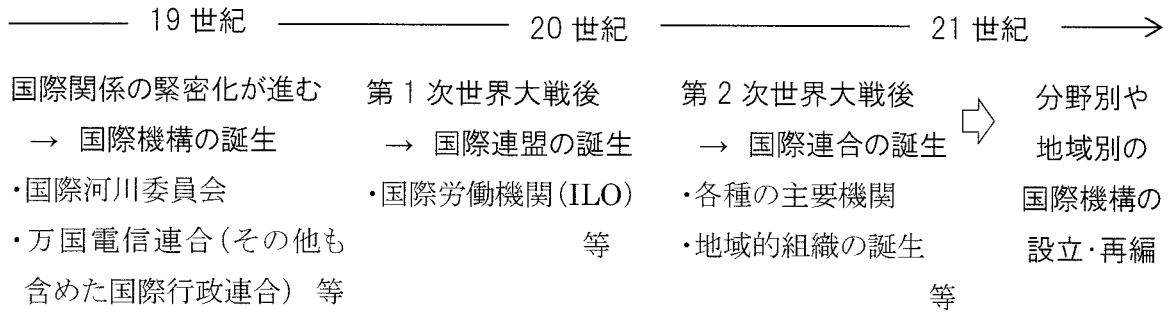
国家の集合体である

国際機構は…

- ・国際法人格をもつ
- ・固有の意思決定能力をもつ  
(加盟国の意思とは別の意思をもつ)



・歴史的展開



・国際機構の分類

加盟国の範囲に着目した分類		活動目的に着目した分類	
普遍的国際機構 加盟国の資格が すべての国に 開放されている	地域的国際機構 加盟国の資格が 地域的に限定され ている	一般的国際機構 あらゆる活動目的 (安全保障、政治、 経済など)をもつ	専門的国際機構 特定の専門分野を 活動の目的とする

・国際機構の権限

基本的に、設立条約(基本文書)により定められた権限を有する = 明示的権限  
→ 国家の合意により、設立の目的に応じた権限を国際機構にもたせている

黙示的権限も有するとされる

→ 黙示的権限論 : 設立条約に明示規定がなくても、組織の任務遂行に不可欠な  
権限であれば有するとの考え方

参考:「国連損害賠償事件」(1949年、国際司法裁判所勧告的意見)

・国際機構の主な権利義務

条約締結権

特権免除 : 任務遂行のため、一定の特権免除が付与される

→ 主権国家による国際機構に対する干渉を排除するため

→ 裁判権免除、課税免除、構内及び文書の不可侵、など

国際請求権 : 国際機構が国際違法行為による法益侵害を受けた場合、国際法上の  
請求を提起できる

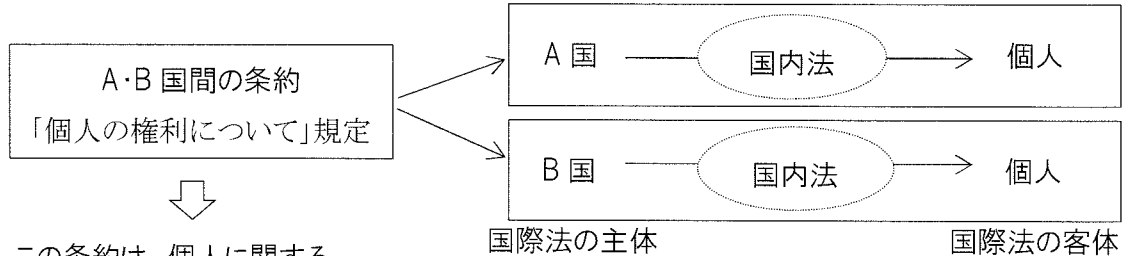
国際責任 : 国際機構が、他の国際法主体の権利を侵害した場合、国際法上の責任を負う

## 4 個人

### (1) 個人の国際法主体性

- ・近代(伝統的)国際法では、個人の国際法主体性を否定

→ 個人は、国際法の主体ではなく「客体」とされてきた



この条約は、個人に関する

「国家の権利・義務」を定めている

→ 個人がこの条約上の権利・義務をもつのではない

- ・現代国際法では、個人が国際法の主体となる場合が多くみられるようになった

→ 人権の保障、犯罪の処罰など

→ とくに、個人が直接かかわる「国際的な手続」が発展してきた

例：人権侵害された個人が直接救済を求める制度 … 人権委員会・人権裁判所  
重大な国際犯罪をした個人が責任追及される手続 … 国際刑事裁判所 (ICC)

- ・国家による国際法上の義務違反によって「個人」が損害を受けた場合

その国家(義務違反した国:加害国)の国内手続による救済を求めることができる

↓

それでも救済が得られない場合

= 「個人」の国籍国(本国)が加害国に対して、「外交的保護権」を行使することができる

### (2) 個人の国際法主体性に関する考え方

- ・個人の国際法主体性をどう判断するか

実体法説：個人の権利義務を明確に条約が定めているかどうかを基準とする立場

国際手続説：個人の請求権を認める国際的手続があるかどうかを基準とする立場

↓

通常は、手続があることによって、権利義務の内容が実現されるが…

・そうであれば、国際手続説が説得力をもつ

・しかし、手続を定めている条約の「当事国の個人」と「非当事国の個人」との間に差が生じてしまい、個人の法的な地位に違いが生じる → 問題ではないのか

- ・「個人が国際法主体であるか否か」より、「個人と国際法が具体的にどうかかわっているか」が重要

→ 個人に対して、どの条約によってどのような権利義務が定められ、どのような手続でそれらが実現されるか、そうした手続が設けられているか、など

## 5 NGO(非政府組織)

- ・NGO(non-governmental organization) : 非政府間の組織 … 国際的な NGO も多い

→ 国際法とのかかわりがある  
→ 国際法の主体といえるかどうかは議論あり

「国際法の主体であるかどうか」より  
「国際法とどうかかわっているか」を  
ケース・バイ・ケースで検討する必要

- ・基本的に、いずれかの国の国内法によって設立されている非営利団体

<ul style="list-style-type: none"> <li>国境を越えて会員・支援者をもつ</li> <li>国際的な公共目的をもつ</li> <li>専門性をもつ</li> </ul>	}	<p>国際社会への貢献度が高い</p> <p>→ 国際法とのかかわりもある</p>
など		

- ・国家・国際機構(政府間)との関係

- ・国連経済社会理事会との協議資格の付与 … 国連憲章 71 条
  - 協議のために取極を結ぶことができる
- ・オブザーバーとして国際会議等に参加することもある
  - 発言や意見書などの提出が認められる場合も … 専門的知見や情報の提供など
- ・条約作成の場に参加する
  - 各国に対して、条約の早期成立に関する働きかけ
- ・臨機応変に活動することができる … 国家による組織ではないため、「現場」に行ける
  - 活動しながら、情報収集・分析もできる

- ・NGO に関する課題

- ・先進国に偏在している
  - 市民社会・市民を代表しているといえるかどうか
  - NGO 活動国の文化や価値観に対して否定的な活動になっていないか
- ・活動に責任をもてるのか
  - 活動の根拠は何か、が不明確
  - 一部の NGO にみられる「問題行動」の責任の所在はどこか